

船舶事故調査報告書

平成28年3月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成27年8月16日 14時55分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市勝浦港内 勝浦灯台から真方位281.5° 750m付近 （概位 北緯35° 08.4′ 東経140° 18.7′）
事故の概要	水上オートバイ ^{シー・ロケット} SEA ROCKETは、出航中、防波堤に衝突した。 SEA ROCKETは、同乗者2人が左橈骨遠位端骨折等を負い、船体に破損を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ SEA ROCKET、0.2トン 232-42028埼玉、個人所有 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、154.50kW、平成24年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年7月11日 免許証交付日 平成25年5月14日 （平成30年7月10日まで有効） 同乗者A 男性 51歳 同乗者B 女性 36歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）、軽傷 1人（同乗者B）
損傷	左舷船首部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者A及び同乗者Bを乗せ、平成27年8月16日14時54分ごろ勝浦港内の浜勝浦の浜辺を出発した。 船長は、浜勝浦の船溜まりを、内側の防波堤に沿って北西進し、外側の防波堤（以下「本件防波堤」という。）の先端付近に向けて右回

	<p>頭し、本件防波堤の先端を左舷側に見て、沖にある遊走海域に向かおうとした。</p> <p>船長は、本件防波堤から約5m離れて北進し、本件防波堤の先端付近に差し掛かったところ、入航する水上オートバイ（以下「入航船」という。）を左舷船首方約50mに認め、慌ててハンドルを大きく左にとって増速した。</p> <p>本船は、左へ急旋回する状況となり、約20km/hの対地速力で、左舷船首部が本件防波堤のほぼ先端部に衝突した。</p> <p>船長は、負傷した同乗者Aを本件防波堤に座らせて救助を待たせ、最初に、負傷した同乗者Bを浜辺に運び救急車を要請して病院へ搬送した。</p> <p>救助を待っていた同乗者Aは、付近にいた人に救助された後、ドクターヘリで病院に搬送された。</p> <p>同乗者Aは、左橈骨遠位端骨折と診断され、同乗者Bは、脳震とうと診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の損傷状況、写真2 本件防波堤 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、約7年の水上オートバイの操縦経験を有し、夏にはほぼ毎週、遊走していた。</p> <p>船長は、入航船は浜勝浦の船溜まり入口のほぼ中央付近を航行していたので、ハンドルを大きく左にとらなくても、入航船と衝突することはなく、早くから同船溜まりの出入口が見渡せるように本件防波堤から離れて航行すればよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、入航船を見たことで慌ててしまい、必要以上に左にハンドルを大きく切って増速してしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、出発した浜辺のすぐ近くの内側の防波堤に沿って北西進した後、本件防波堤にも沿って航行し、本件防波堤が眼高よりも高かったため、防波堤の外側を目視することができなかったが、本件防波堤に沿って航行したことに特別な事由はなく、接航しなければならない状況ではなかった。</p> <p>船長は、入航船を左舷船首方に認めたとき、左転するために推力が必要と判断して増速した。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長のすぐ後ろに同乗者Bが、同乗者Bの後ろに同乗者Aが、それぞれ座っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、勝浦港内の浜勝浦の船溜まりにおいて、浜勝浦の船溜まり</p>

	<p>沖の遊走海域に向けて北進中、船長が、本件防波堤に沿って航行したことから、入航船に気付くのが遅れ、同船溜まりの出入口付近で入航船を認めた際、慌てて増速しながら左旋回して本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>同乗者A及び同乗者Bが、それぞれ座っていた位置と負傷の状況との関連を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、勝浦港内の浜勝浦の船溜まりにおいて、浜勝浦の船溜まり沖の遊走海域に向けて北進中、船長が、本件防波堤に沿って接航したため、入航船に気付くのが遅れ、同船溜まりの出入口付近で入航船を認めた際、慌てて増速しながら左旋回して本件防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港内においては、防波堤などの突端を右舷に見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左舷に見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行すること。

付図1 事故発生場所概略図

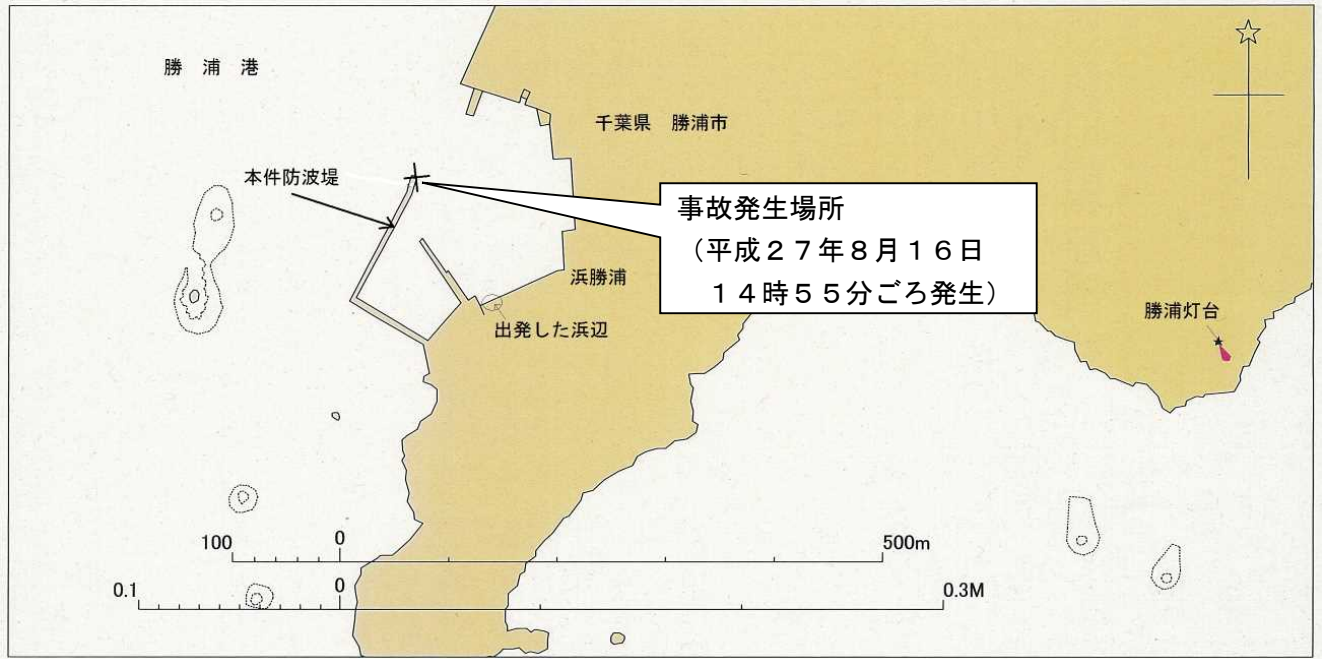


写真1 本船の損傷状況



左舷船首部の破損

写真2 本件防波堤

